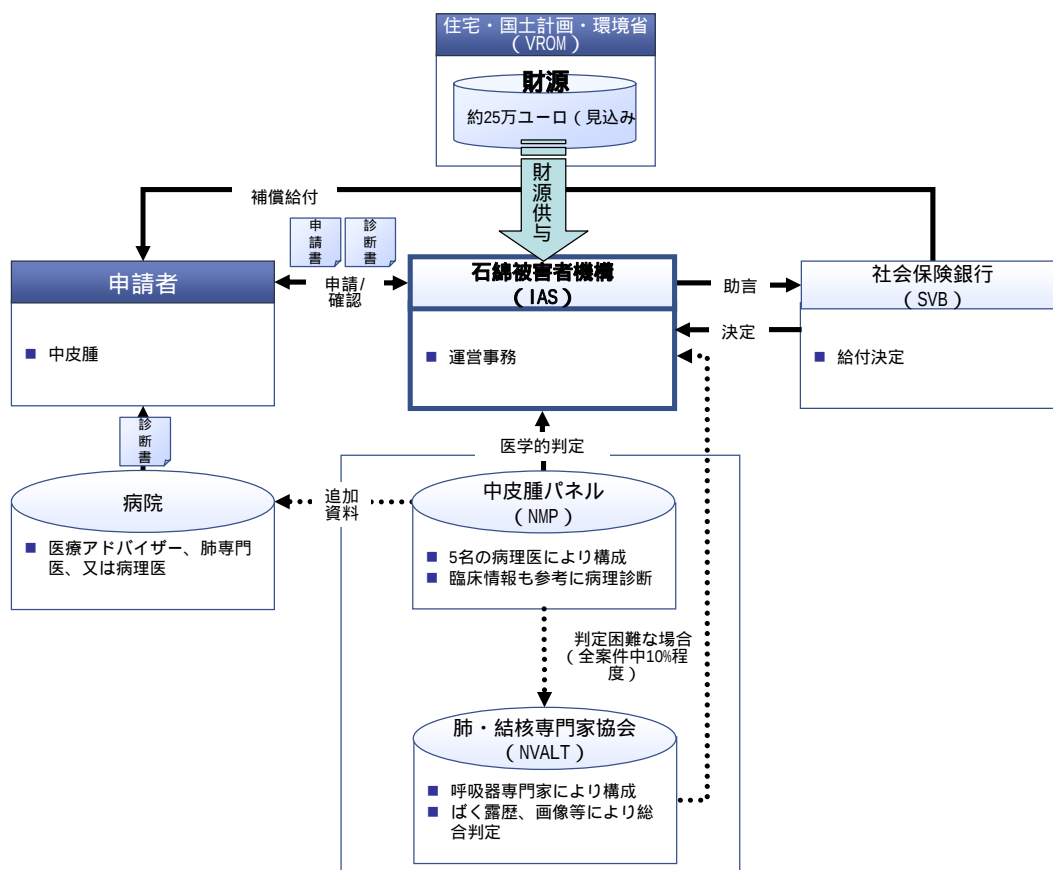


．オランダ

１．非職業ばく露による石綿健康被害者救済制度の概要

(１) 制度の概要

- ・ 石綿製造メーカー、エターニット（Eternit）社の東側に環境ばく露被害者が集中して発生したことが契機となり、非職業ばく露による中皮腫患者に対し、公的補償制度（TNS制度）を創設。
- ・ 2006年11月10日、住宅・国土計画・環境（VROM）大臣が制度の創設を発表、その後2007年12月1日より運用開始。
- ・ 中皮腫被害者400人のうち120人が非職業ばく露と見られている。一人親方、農家も制度の対象（120人の10%程度と見られている）。
- ・ 生存中の中皮腫被害者が対象。特例として2006年11月10日～2008年6月1日までに死亡した被害者の遺族も対象。
- ・ 要件：国内でばく露したこと。申請日から遡って10年～60年の間にオランダに10年居住していること。
- ・ 審査：石綿被害者機構（IAS）が申請者が補償を受ける権利を有するか否かについて助言し、社会保険銀行（SVB）が決定。
- ・ 医学的判定：石綿被害者機構（IAS）が、独立した専門家パネル、オランダ中皮腫パネル（NMP：病理医で構成）に診断を依頼。オランダ中皮腫パネル（NMP）で判定が困難な場合、オランダ肺・結核専門家協会（NVALT：呼吸器専門医で構成）により診断。石綿被害者機構（IAS）は中皮腫パネル（NMP）又は肺・結核専門家協会（NVALT）の診断結果に基づき社会保険銀行（SVB）に助言。



オランダ TNS 制度（非職業ばく露被害者補償制度）の概要

根拠法令	TNS 規則（2007 年 12 月 1 日施行）
正式名	非職業関連中皮腫被害者向け補償（TNS）制度 Tegemoetkimming Niet-loondienstgerelateerde Slachtoffers van mesothelioom
制度開始年	2007 年 12 月 1 日～制度運用開始
補償事業運営機関	石綿被害者機構（IAS） 石綿被害者機構（IAS）：中皮腫患者とその使用者との調停を行う中立的機関で、設立協定に基づいて、石綿被害者、民間企業の使用者団体、公的企業の使用者団体、オランダ保険協会の 4 団体が監督・助言理事会を構成。
人員と質	人員 石綿被害者機構（IAS）事務局：3 名 処理部門：約 5 名＋自宅を訪問する別契約のスタッフ（石綿被害者機構（IAS）のアウトソーシング。BSA という調停機関から調停委員を 4～5 人、3 年更新で契約）
申請受付事務所	申請書は石綿被害者機構（IAS）の事務局（ハーグ）に提出。
医学的判定実施主体	・ 医学的判定のための独立した専門家パネルとして、病理医で構成される中皮腫パネル（NMP）と呼吸器専門医で構成される肺・結核専門家協会（NVALT）あり。委員は民間ボランティア。 ・ すべての案件について、中皮腫パネル（NMP）もしくは肺・結核専門家協会（NVALT）による診断の確定が必要。 ・ まず中皮腫パネル（NMP）が病理診断。中皮腫パネル（NMP）で診断が難しい場合のみ、肺・結核専門家協会（NVALT）が臨床情報、CT 画像などを用いて総合的に診断。 ・ 審査費用は石綿被害者機構（IAS）が負担する。申請手数料を含め、申請者の費用負担なし。
財源・予算規模	2008 年予算 TNS 制度 246,131 ユーロ（約 3,200 万円） TAS 制度 865,880 ユーロ（約 1 億 1,260 万円） TNS 制度導入時、総額で 200 万ユーロ（2.6 億円）を見込み
対象者・対象疾病	中皮腫のみ
給付額	一時金給付 17,050 ユーロ（222 万円）（2008 年度）
労災補償制度との関係	・ 職病ばく露による中皮腫患者向けの、使用者と被害者との調停制度（IAS 制度）、使用者が不明又は倒産した場合の、職業ばく露による中皮腫被害者向けの公的補償制度（TAS 制度）あり ・ 本制度は、IAS 制度でも TAS 制度でも救済されない非職業ばく露による被害者のための補償制度
不服審査手続き	裁判所に訴えることが可能

1 ユーロ=130 円で換算

（２）労災補償との関係について

オランダでは、2000 年 1 月から開始された、職業ばく露による中皮腫患者と使用者との調停制度である石綿被害者機構（IAS）による調停制度と、2003 年 1 月に創設された、使用者からの補償が受けられない中皮腫患者のための公的補償制度である TAS 制度が実施されている。石綿被害者機構（IAS）による調停制度は、職業ばく露による中皮腫患者を対象とし、調停手続の標準化と各手続における期限の導入、給付額の標準化、被害者による上訴可能性を排除する仕組みを作り、被害者、使用者双方にとって、調停の仕組みに参加する利点を作り出した調停制度である。一方、TAS 制度は、石綿被害者機構（IAS）による調停制度の適格者でありながら、使用者が不明又は倒産、石綿ばく露が 30 年以上前などの理由で使用者から補償を受けられない場合のセーフティネットとして、社会問題・雇用省が財源を供与し、公的補償制度を創設した。受給権利を有するかどうかは、石綿被害者機構（IAS）の助言を受けて社会保険銀行（SVB）が行うこととなっている³⁵。

2007 年 12 月に導入された非職業ばく露による中皮腫患者のための補償制度（「TNS 制度」と呼ばれる）は、これら職業上のばく露による中皮腫患者を補償する制度では補償されない被害者に対する補償制度である。オランダにおいて石綿にばく露したことが原因で中皮腫疾患を発症したすべての人は、労働者であるか否かにかかわらず、2007 年 12 月 1 日より、TNS 制度に基づく政府からの公的補償の受給資格を得ることができる。TNS 制度により、中皮腫患者で、自営業者として石綿にばく露した被害者や環境ばく露による被害者も、補償を受けることができる。

Q：なぜ TNS 法令を制定したのですか。

A：一部の被害者、例えば環境中のアスベストによって中皮腫を発症したようなケースでは、これまで制度の適用は受けられませんでした。従業員のためには、政府のセーフティーネット（社会問題・雇用省の TAS 制度）を伴う形で雇用者による対策がすでにありました。私たちは、このセーフティーネットの対象をすべての中皮腫被害者に拡大したかったのです。雇用関係になかった被害者もまったく同じ苦しみに直面する以上、政府としてこのグループに属する人たちを無視するわけにはいきません。

出典）「TNS 制度に関する住宅・国土計画・環境省（VROM）大臣へのインタビュー」

石綿被害者機構（IAS）年次報告書 2007 年

³⁵ 職業ばく露による中皮腫患者を補償するこれらの制度の詳細は、貴機構委託調査『平成 18 年度 主要先進国における石綿健康被害救済に関する調査報告書』及び『平成 19 年度 主要先進国における石綿健康被害救済に関する調査報告書』を参照。

(3) 関係法令の概要

本制度は、2007 年 12 月 1 日付で施行された「非職業関連中皮腫被害者に対する補償(TNS)に関する規則」に基づき導入されている³⁶。

表 -1 TNS 制度 関連法令

法令名	施行日	概要
「非職業関連中皮腫被害者に対する補償に関する規則」 Regeling tegemoetkoming niet-loondienstgerelateerde slachtoffers van mesotheliom	2007 年 11 月 29 日公布 2007 年 12 月 1 日施行	補償対象者、補償額、申請手続きなど について規定。

(4) 財源、予算規模

本制度の財源は住宅・国土計画・環境省(VROM)が供与している。本制度に関わる政府の費用として、住宅・国土計画・環境省(VROM)は、本制度の導入を発表した 2006 年 11 月 10 日のプレスリリースで、約 200 万ユーロ(2.6 億円)を見込んでいと述べている。しかし、住宅・国土計画・環境省(VROM)は、可能な場合は、被害者に代位して責任企業に対して補償費用の返還を求めるとしており、石綿関連製品メーカーからの一部費用回収も想定している³⁷。

(5) 対象疾病、対象者、給付額

対象疾病

対象疾病は中皮腫のみである。中皮腫の診断は、TAS 制度規則の附属書として規定されている中皮腫診断規約が準用される(本報告書巻末の附属資料編、附属資料 、オランダ「参考 2 : 石綿被害者に対する補償に関する法令 附則 - 悪性中皮腫診断規約」(P.176 ~) を参照)。

対象者

申請者の要件は、

- ・ 中皮腫患者であること
- ・ オランダ居住要件を満たすこと
- ・ IAS 制度、TAS 制度の対象者ではないこと

の 3 つである。

³⁶ 法令原文は Office of Public Sector Information のウェブサイトで見ることができる。

根拠法: http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2008/ukpga_20080006_en_7

実施規則(請求及び再審査) http://www.opsi.gov.uk/si/si2008/uksi_20081595_en_1

実施規則(条件及び額): http://www.opsi.gov.uk/si/si2008/draft/ukdsi_9780110818603_en_1

³⁷ 石綿被害者機構(IAS) 年次報告書 2007 年

診断は、後述する石綿被害者機構（IAS）から独立した医学的診断パネルである中皮腫パネル（NMP）または肺・結核専門家協会（NVALT）により確定される。居住要件は、診断以前に 10～60 年の継続する間に 10 年間オランダに居住していたことを意味する。TNS 制度の対象者は職業上のばく露による被害者を補償する IAS 制度や TAS 制度の対象とならない者である。

TNS 制度に基づく補償は現在生存中の被害者が対象となるが、住宅・国土計画・環境省（VROM）が非職業ばく露被害者の補償を発表した 2006 年 11 月 10 日から本規則が発効するまで（2007 年 12 月 1 日）の移行期間の特例措置として、2006 年 11 月 10 日から 2008 年 6 月 1 日までの期間に死亡した被害者の遺族についても、被害者の権利を法的に継承する者として、補償申請を行うことができる。

■ 被害者本人

職業上のばく露により中皮腫を罹患したのではない者。かつ、補償申請を行う時点で生存中であり、悪性中皮腫診断規約の適用が確定している者。

■ 遺族

被害者自ら補償申請を行ったが、その決定が下る前に死亡した場合、または、被害者が 2006 年 11 月 10 日から 2008 年 6 月 1 日までの期間中に死亡した場合、遺族も補償の対象となる。後者は、非職業ばく露による被害者に対し、補償を行うことを政府が決定しこれを公表した日（2006 年 11 月 10 日）以降、規則の施行から遅くとも半年後の期間内に死亡した被害者の遺族に対する特例である。

Q：法令には、2006 年 11 月 10 日から移行期間が設定されています。この日付が選ばれた理由は何ですか。

A：2006 年 11 月 10 日に、内閣は従来のセーフティーネットの拡大を決定しました。この時点から、「環境および製品による被害者」に対する補償の見通しが立ちましたが、当然ながら法令が直ちに施行されたわけではありません。このため、経過した年の間に残念ながら亡くなった被害者について、一時的に遺族による申請を認めています。

出典）「TNS 制度に関する住宅・国土計画・環境省（VROM）大臣へのインタビュー」
石綿被害者機構（IAS）年次報告書 2007 年

ばく露要件

政府が補償を引き受ける要件として、オランダ国内でばく露を受けたこと、また、発症までの潜伏期間を考慮して、申請日時点から遡って過去10年から60年の間に、オランダに10年間居住していることが求められている。

Q：被害者は10年間連続してオランダに居住していなければなりません。この要件はなぜ付されているのですか。

A：オランダ政府は、オランダ国内で病気にかかった人に対する社会的責任を負いたいと思います。このことを確実に断定するのは無理ですが、何らかの形で測定できる基準に従っている必要はあります。このために、オランダに居住していなければならない最短の期間を決めることにしたのです。10年という期間は緩く設定しました。

出典）「TNS 制度に関する住宅・国土計画・環境省（VROM）大臣へのインタビュー」
石綿被害者機構（IAS）年次報告書 2007 年

給付額

TNS 制度に基づく補償は、被害者が被った無形の損害（精神的損害、苦痛）に対する補償とされている。但し、疾患を生じさせた当事者による損害賠償に代わるものではない。給付額は毎年物価スライド調整されるが、2008 年の給付額は、職業ばく露被害者に対する公的補償である TAS 制度と同様 17,050 ユーロ（222 万円）である。

支給された補償金は、可能な限り、責任を問われる当事者（企業）に対して賠償請求される。概算では、毎年およそ 100 人がこの制度を利用するとみられる。環境省はこのために 1 年あたり 200 万ユーロ（2.6 億円）を予算に計上している。

なお、この推計は、年間オランダ中皮腫死亡者総数（2005 年 382 人、2006 年 463 人）とこれらの都市における標準的な TAS 補償の承認件数（2005 年 249 件、2006 年 291 件）との差異に基づいている³⁸。

（6）申請者数、認定者数

申請

2007 年中に石綿被害者機構（IAS）に寄せられた調停に関する申請は 503 件に上った。これは 2006 年に比べてかなり多いが、主な原因としては TNS 制度が 2007 年 12 月 1 日に施行されたことが挙げられる。これに伴い、2007 年 12 月の申請件数は過去同月と比較して 3 倍以上となった。また、申請受理件数は 1 年間を通じて 2006 年よりも多かった。下記の表に示すように、申請件数は 2000 年に例外的に多く、2003 年および 2007 年に一段階増加している。2000 年の受理件数が特に多いのは、石綿被害者機構（IAS）の設置を受けて主に最初

³⁸ 2009 年 2 月に実施した IAS の Simone Aarendonk 氏へのヒアリングに基づく。

の数ヶ月間に申請された「古い請求」のためである（いわゆる蓄積効果）。2003 年の申請件数は大きな伸びを示した。これはおそらく前払金制度の導入によるものと考えられる。2000 年 1 月 26 日に石綿被害者機構（IAS）が発足してからの申請の総数は、2007 年末で 3,033 件となった。

表 -2 受理件数

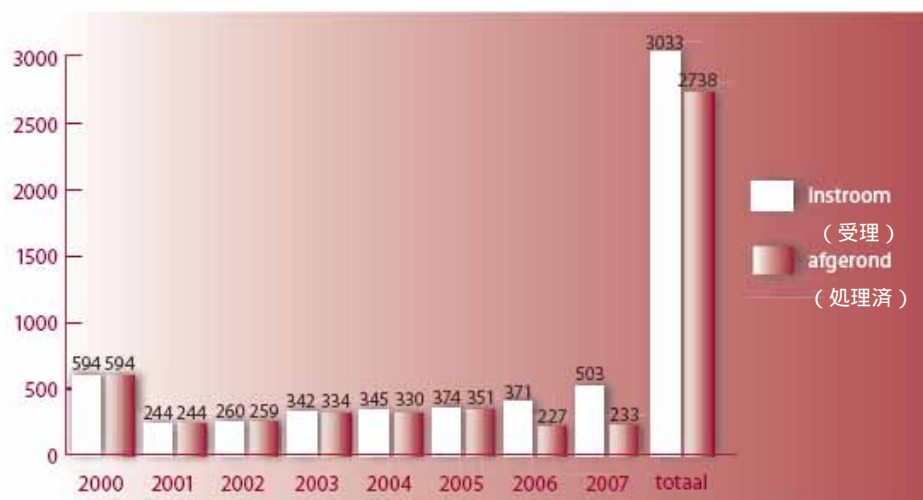
年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
2000	1	116	135	56	45	45	42	38	30	37	25	24	594
2001	14	28	14	22	14	16	22	19	24	19	37	15	244
2002	26	24	18	14	18	15	16	19	26	33	31	20	260
2003	25	33	27	27	26	18	42	41	29	20	20	34	342
2004	19	23	42	43	25	30	33	30	31	23	26	20	345
2005	30	32	22	24	36	37	22	42	35	30	34	30	374
2006	30	24	38	29	25	26	40	30	29	32	42	26	371
2007	40	26	37	52	48	28	46	32	33	26	36	99	503
合計													3033

出典）石綿被害者機構（IAS）年次報告書 2007 年

処理済みの案件

下図に、協会発足以来の申請と処理済みの案件の比較を示す。申請を受理した年によって整理したものである。2007 年の受理件数と処理済み案件数に大きな開きがあるのは、案件の審理には一定の期間を要することに関係している。年の最後の数ヶ月間に行われた申請は、その年内に処理を終えることができない。

図 -1 受理案件と処理済み案件 受理した年による分類



出典）石綿被害者機構（IAS）年次報告書 2007 年

下記の表には、受理した月で分類した処理済み案件の数を示す。過去 7 年間に受理した申請の総数（3,033 件）のうち、2007 年末の時点で 91%（2,738 件）については完全に処理が済んでいる*。

表 -3 処理済み案件

年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
2000	1	116	135	56	45	45	42	38	30	37	25	24	594
2001	14	28	14	22	14	16	22	19	24	19	37	15	244
2002	26	24	18	14	18	15	16	19	26	33	31	20	260
2003	25	33	27	26	24	18	42	41	28	20	21	33	338
2004	19	23	42	42	25	30	31	30	28	21	26	19	336
2005	31	32	21	34	34	35	21	42	33	30	34	30	377
2006	30	24	38	29	24	26	39	30	28	31	42	25	366
2007	32	24	28	41	34	17	28	13	11	4	1		233
合計													2,738

*処理済み案件の数（2,738 件）は、財政的に解決した案件数（2,751 件）と完全には一致しない。

出典）石綿被害者機構（IAS）年次報告書 2007 年

未処理案件

2007 年末における未処理案件数は 295 件であった。2000 年、2001 年、2002 年の申請はこの間にすべて処理されている。2003 年から 2006 年まで（2006 年を含む）の申請で未処理の 25 件は、時効が議論されている案件である。雇用者、場合によっては保険会社との議論を解決するに足る判例がそろっていない。2007 年の申請 503 件のうち、未解決のものは 270 件（54%）ある。案件が未処理であるといっても、まったく進捗がないわけではない。例えば、基準額の支払いに関しての決定が予め行われることは多い。

TAS 制度および TNS 制度の実施状況

2003 年に TAS 制度が施行されて以来、1,626 名の被害者が、石綿被害者機構（IAS）の肯定的な勧告を経て前払金または 1 回限りの給付金の形で財政的な補償を受給した。2003 年以降、中皮腫疾患を発症した（元）従業員は、石綿被害者機構（IAS）を介して、TAS 制度に基づく補償の受給資格を得ることができる。2003 年 7 月 1 日付で、この補償の対象範囲は、配偶者を介して石綿にばく露した（例えば作業着など）ために病気になった同居人にまで拡大された。2007 年 12 月 1 日以降は、中皮腫疾患を発症した人はすべて、石綿被害者機構（IAS）を介して、賃金労働とは無関係に、TAS 制度または TNS 制度による財政的補償の受給資格を得ることができる。いずれの場合も、この補償は前払金の形で支給される。前払金は、中皮腫の診断に加え、被害者が職業に従事している間、またはそれ以外の経路で石綿にばく露したことの妥当性に基づいて支払われる。従業員と雇用者・保険会社間の

調停の一環として実施される調査は、前払金支払い後に実施される。2003 年までは、TAS 制度による補償が認められるより前に、まず調停が行われることになっていた。この前払金制度が導入されたのは、石綿被害者機構（IAS）の調停努力にもかかわらず、調停手続きが完全に終了する前に死亡した被害者が多かったためである。以下に数値を示すように、2007 年の補償申請件数（364 件）は、2006 年（349 件）と比較して 4%増加、前払金としての補償が可能になった最初の年である 2003 年（276 件）と比較して 32%増加した。

表 -4 TAS/TNS 制度の申請数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
2002		1						1			1	2	5
2003	21	26	19	21	17	14	31	38	26	19	17	27	276
2004	17	21	25	26	23	23	26	23	29	20	26	18	277
2005	28	29	20	22	36	34	19	37	31	26	28	28	338
2006	28	22	33	28	24	24	36	30	28	30	41	25	349
2007	38	21	32	14	32	30	33	35	22	27	31	54	369
2008	66	68	47	52	38	44	41	37	38	45	43	22	541
合計													2,155

出典）石綿被害者機構（IAS）資料（2009 年 2 月現地調査時入手）

２．背景

（１）石綿健康被害が問題化した経緯

オランダ東部に石綿製品を製造していたエターニット（Eternit）社があり、近年環境ばく露を受けた被害者が東側に集中して発生し、環境ばく露による被害者への補償の問題が顕在化した。こうした事情を背景に、2006 年 11 月、オランダ住宅・国土計画・環境省（VROM）が、非職業ばく露により中皮腫に罹患した患者についても公的補償制度の対象とする TNS 制度の導入を発表したのである。この住宅・国土計画・環境省（VROM）のプレスリリースによると、中皮腫による被害者 400 人のうち、約 120 人が非職業的ばく露と見られている。新しく導入される TNS 制度では、一人親方や農家などの被害者も対象となる。こうした人々は、環境ばく露被害者とされる 100～120 人のうち、10%程度と見込まれている³⁹。

（２）石綿を使用していた産業、地域等

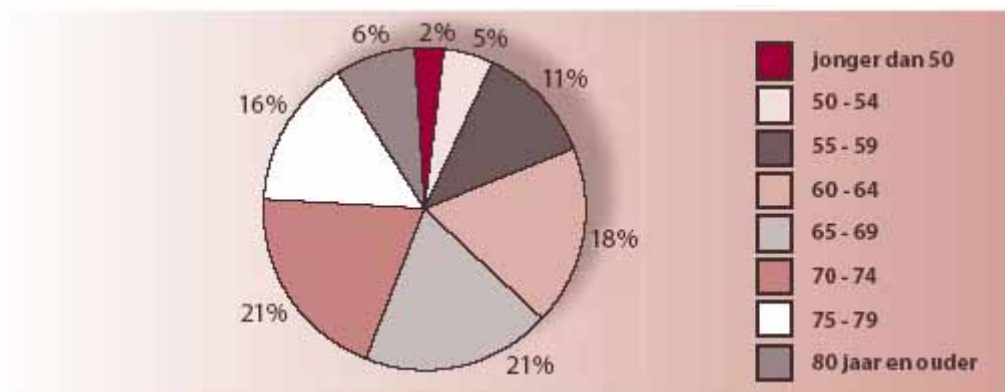
オランダでは、エターニット（Eternit）社が石綿関連製品の製造を行っていた。1982 年にその一部をベルギーに移転し、1993 年には石綿関連製品の製造を完全に停止したが、それまで石綿関連製品の製造が盛んに行われていた。

また、その他の産業においても石綿製品は広く利用され、断熱材の製造（1946～1965 年）、造船（1955～1975 年）、ブレーキ製造業（1943～1985 年）、石綿ペーパー（1968～1983 年）の各業種では特にその利用が多かったとされている。

中皮腫を発症した（元）従業員の特徴を分析してみると、TAS 制度による補償の受給資格を有する石綿被害者の集団は、ほぼ全員が男性（96%）で、平均年齢は 68 歳である。65 歳以上の者が 64%を占める。4 分の 3 以上が 1925 年から 1944 年の間に出生した。TAS 制度による受給資格者は、大部分が過去に造船所、石綿製造、断熱材・石綿加工業で石綿を用いた作業が行われた地域に住んでいる。具体的には、ライン川河口域、アムステルダム北部、ザーン川流域、リンブルフ州南部、ゼーラント州のフリッシンゲン・ミデルブルフ・フェーレ周辺、そしてトウェンテ州のホール周辺である（次ページのオランダ地図も参照）。

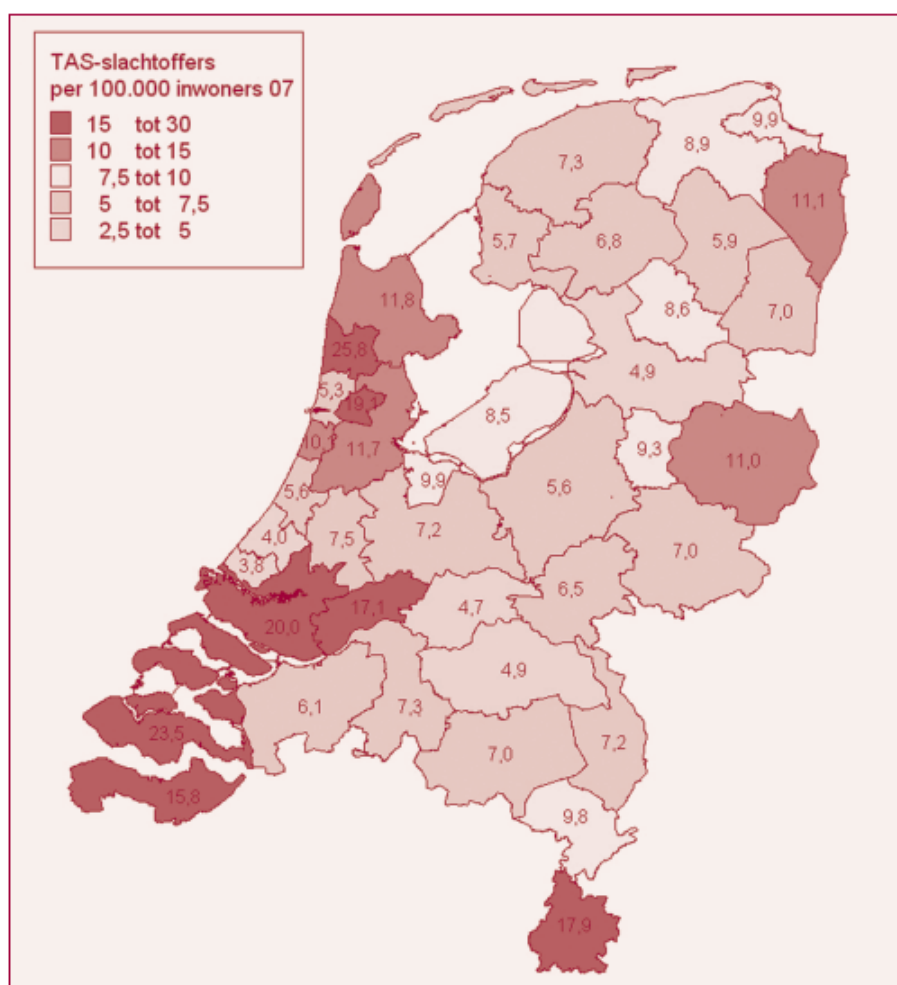
³⁹ 2007 年 9 月に実施した VROM 担当者へのヒアリングに基づく。

図 -2 2000～2007 年の TAS 制度による補償受給資格者の年齢分布



出典) 石綿被害者機構 (IAS) 年次報告書 2007 年

図 -3 TAS 制度に基づき補償を受けている被害者の分布 (人口 10 万人当たり)



出典) 石綿被害者機構 (IAS) 年次報告書 2007 年

(3) 石綿使用量、輸出入量

オランダにおける石綿の生産量・輸入量・輸出量・消費量は、下表の通りとなっている。オランダには石綿鉱山がなかったために生産量はなかったものの、1960 年代から 80 年代前半にかけ、20,000 トンから 35,000 トンの石綿を輸入し、石綿関連製品の製造等を行い、輸入量とほぼ同量の石綿を消費していたことがうかがわれる。ただし、70 年代に年間 50,000 トンの石綿を輸入していたとの指摘もある⁴⁰。一方、消費のピークは、1975 年ごろと考えられる。オランダでは、1997 年に石綿製品の使用が禁止された。

表 -5 オランダにおける石綿生産量・輸入量・輸出量・消費量(1920～2003 年)

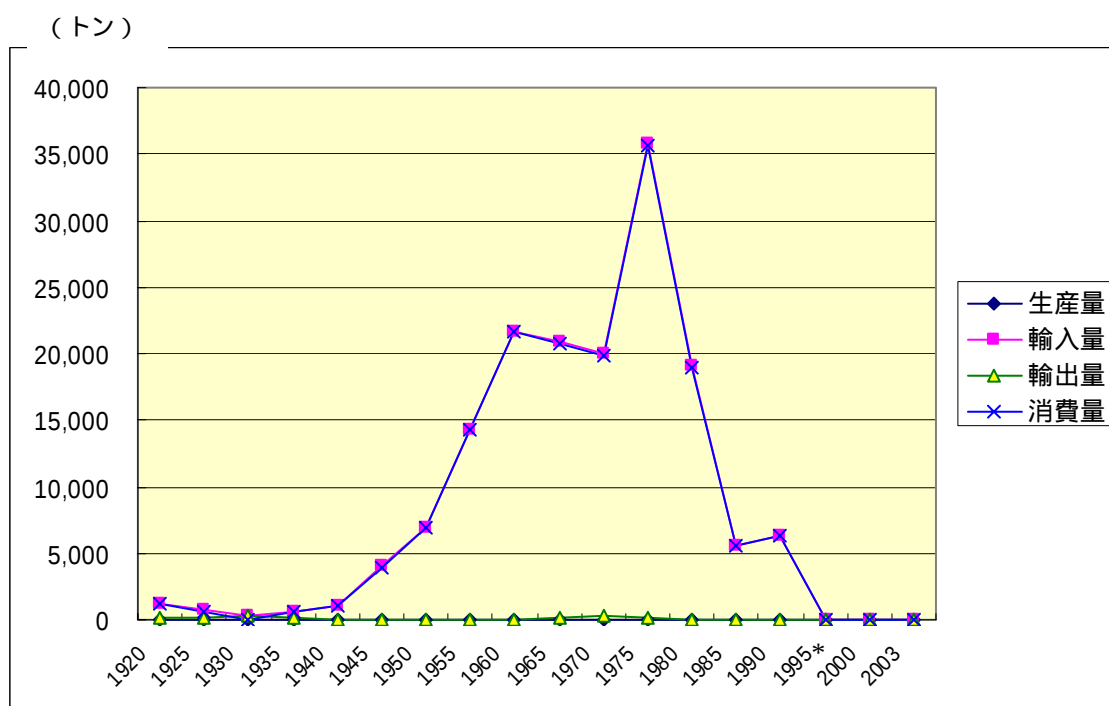
単位:トン

	生産量	輸入量	輸出量	消費量
1920 年	-	1,270	111	1,159
1930 年	-	252	231	21
1940 年	-	1,040	-	1,040
1950 年	-	6,935	8	6,927
1960 年	-	21,725	36	21,690
1970 年	-	20,063	275	19,788
1975 年	-	35,852	189	35,663
1980 年	-	19,042	36	19,006
1985 年	-	5,625	50	5,575
1990 年	-	6,252	-	6,252
1995 年	NA	NA	NA	NA
1996 年	NA	NA	NA	NA
1997 年	NA	NA	NA	NA
1998 年	-	7	-	7
1999 年	-	1	-	1
2000 年	-	3	-	3
2001 年	-	28	-	28
2002 年	-	4	-	4
2003 年	-	2	-	2

出典) USGS, “Worldwide Asbestos Supply and Consumption Trends from 1900 through 2003” より作成

⁴⁰ Waterman et al., “The Dutch Institute for Asbestos Victims”, Vol. 10, International Journal of Occupational and Environmental Health (2004).

図 -4 オランダにおける石綿生産量・輸入量・輸出量・消費量(1920～2003年)



* 1995 年についてはデータなし

出典) USGS, “Worldwide Asbestos Supply and Consumption Trends from 1900 through 2003” より作成

(4) 石綿健康被害の状況および今後の予測

オランダは、石綿の産出こそなかったものの、輸入した石綿を加工する石綿製品製造業、そして石綿製品を利用する各種産業が多数に上ったことから、国の規模(人口約 1,600 万人)に比して石綿健康被害は大きいと言われている。

中皮腫による死亡者数

オランダのがん登録制度に基づく 2003 年までの中皮腫による死亡者数と、オランダ中央統計局による中皮腫による死亡者数のデータを整理すると、下表のようになる。

表 -6 オランダにおける中皮腫死亡者数および発生率

年	合計		男性%		65 歳未満%	
	CBS	NKR	CBS	NKR	CBS	NKR
1990	273	271	86%	86%	41%	48%
1995	323	336	86%	87%	37%	42%
1997	377	350	87%	87%	35%	41%
1998	325	345	89%	92%	39%	38%
1999	402	413	87%	87%	30%	33%
2000	389	387	87%	88%	33%	38%
2001	401	391	86%	85%	30%	35%
2002	394	355	86%	86%	30%	34%
2003	393	388	88%	87%	25%	32%
2004	398		87%		30%	
2005	382		90%		24%	
2006	463		86%		25%	
2007	470		86%		24%	

出典) オランダ中央統計局 (CBS) オランダがん登録 (NKR) 資料より作成

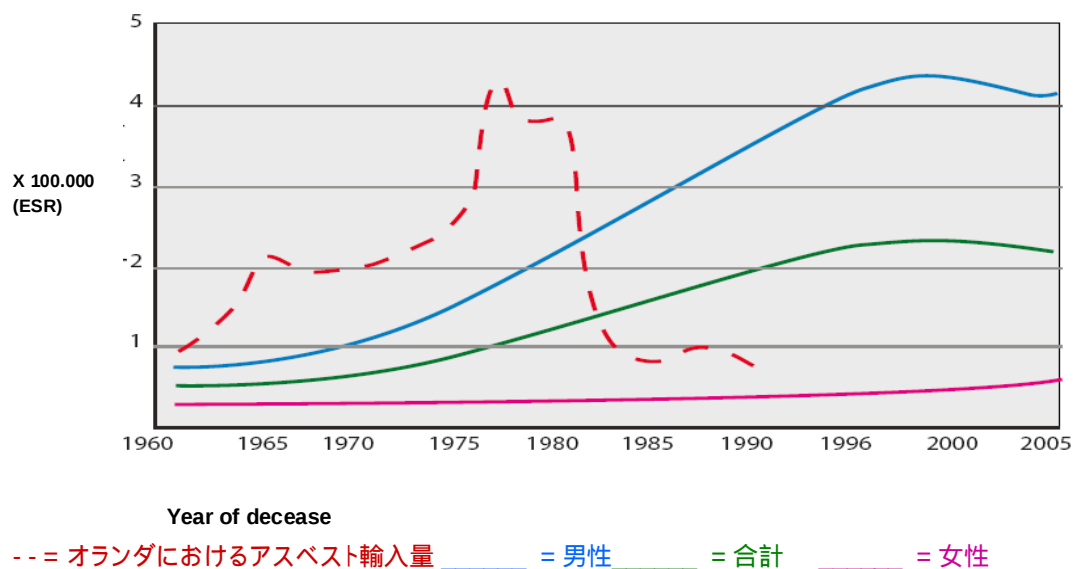
1990 年代初め頃は中皮腫により毎年 200 人以上の人々が死亡していたが、1995 年以降 300 人を超え、近年は 400 人を超える死亡者数となっている。

性別で見るとほとんどが男性を占めているが、近年は女性の死亡者数も 50 人を超えている。

下図は中皮腫による患者数の推移をグラフで示したものである。

図 - 5 中皮腫罹患者 (1969 ~ 2028 年)

(Segura et al., 2003)



出典) 石綿被害者機構 (IAS) 資料 (2009 年 2 月現地調査時に入手)

職業別石綿関連疾患患者数

中皮腫に関しては、造船業及び建設業に従事し、石綿にばく露した労働者の割合が非常に高いことがわかる。また、石綿そのものを扱う断熱材製造に従事していた労働者も中皮腫の発症数が高くなっている。一方、石綿肺については、断熱材製造に従事していた労働者の割合が高くなっている。

表 -7 職業別石綿関連疾患患者数

産業種別	中皮腫（702 件）		石綿肺（86 件）	
	件数	割合	件数	割合
石綿一次産業				
断熱材産業	59	8%	32	37%
石綿セメント産業	23	3%	1	2%
石綿使用産業				
造船業	196	28%	15	17%
建設業	102	15%	6	7%
海軍・陸軍	37	5%	6	7%
鉱山	26	4%	2	2%
金属加工製品製造	20	3%	2	2%
公的機関	17	2%	3	3%
電機電子機器製造	16	2%	2	2%
化学	13	2%	1	1%
電力	12	2%	2	2%
産業機械	13	2%	0	0%
石油精製	12	2%	0	0%
海運	12	2%	0	0%
列車製造	10	1%	1	1%
一次金属産業	9	1%	1	1%
鉄道輸送	9	1%	0	0%
食品製造	8	1%	1	1%
その他	75	11%	6	7%
不明	33	5%	5	6%

出典) Burdorf A. et al., “Occupational Characteristics of Cases with Asbestos-related Diseases in The Netherlands,” Annals of Occupational Hygiene, Vol. 47, No.6, 2003.

非職業ばく露の状況

次の表は、エターニット社の石綿製品製造工場があったトウェンテ（Twente）地方ゴア（Goor）地区における女性の石綿ばく露及び胸膜中皮腫発症の状況をまとめたものである。

Burdorf らは、1989 年から 2003 年の間にトウェンテ地方で女性が中皮腫となったケースすべて（計 61 件）を調査し、中でもエターニット社工場があったゴア地区における女性の石綿ばく露の状況を分析した⁴¹。ゴア地区では、石綿で舗装された道路などがあり、それに

⁴¹ Burdorf A. et al., “Invloed van milieublootstelling aan asbest in de regio rond Goor op het optreden van het maligne mesotheliom onder vrouwen,” (Augustus 2005).

よる環境ばく露で上記期間中 15 名が中皮腫となった。また、工場に勤める配偶者の衣服からばく露したケースも 6 件あった。

表 -8 1989～2003 年における女性の石綿ばく露の状況

発生源	ゴア地区 (n=30)	その他地区 (n=31)
職業ばく露	5	9
エターニット社	1	-
繊維労働者	3	6
ダイヤモンド加工	1	-
洋裁	-	2
研究・分析	-	1
汚染された以下の衣類によるばく露	6	3
配偶者	5	3
父親	0	0
その他	1	0
家庭での関連石綿ばく露	0	1
大量の石綿セメントプレート	0	1
環境ばく露	15	0
石綿舗装道路が原因	11	-
石綿舗装道路が原因と推定	4	-
不明	4	18
データ不十分	0	8
認識可能な石綿の汚染源がない	3	9
原因不明	1	1

出典)Burdorf A. et al., “Invloed van milieublootstelling aan asbest in de regio rond Goor op het optreden van het maligne mesotheliom onder vrouwen” (Augustus 2005) .

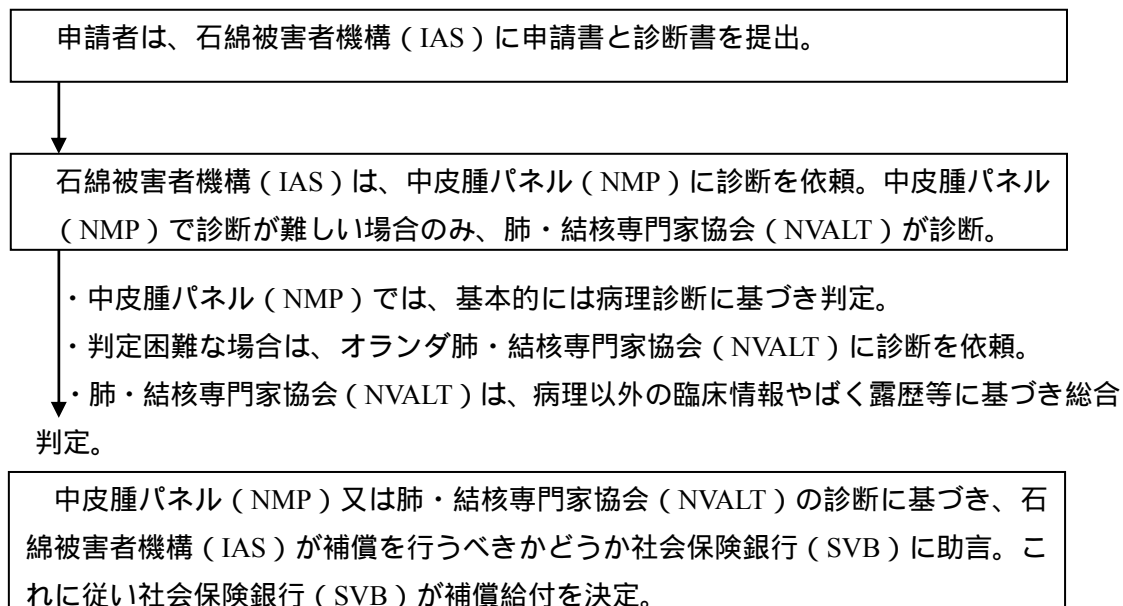
(5) 今後の見通し

オランダにおける中皮腫のピークは、2017 年 (年間 490 人が中皮腫を発症する) と考えられており⁴²、今後 40 年の間におよそ 18,000 人が死亡すると予測されている。

⁴² Segura O. et al., “Update of predictions of mortality from pleural mesothelioma in the Netherlands,” Occupational and Environmental Medicine, Vol. 60 (2003).

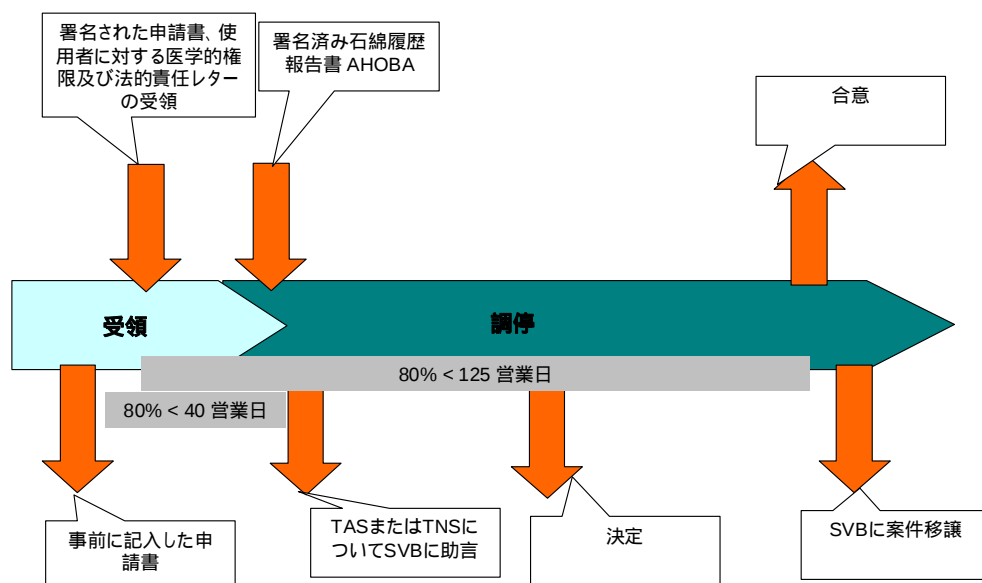
3. 非職業ばく露による石綿健康被害者救済事業の実務

(1) 申請手続き



TAS 制度と TNS 制度の申請書は同じものとなっている。TAS 制度なのか TNS 制度なのかは、申請手続きの結果として決定される。申請書を受領する時点では、それが TAS 制度に該当するのか TNS 制度に該当するのかは分からないため、申請書フォームを共通となっている。

図 -6 石綿被害者機構 (IAS) における申請手続フロー



出典) 石綿被害者機構（IAS）資料（2009 年 2 月現地調査時入手）

(2) 申請書類

申請書に添付すべき書類は以下の通りである。

- ・ パスポートの写し又は身分証明書
- ・ 医療情報の収集に関する別の権限委譲書式
- ・ 社会保険銀行 (SVB) に対して、いかなる損害も回収するための法的措置をとることを認める書式
- ・ 雇用契約の証明
- ・ 証人の宣誓書

申請者は、石綿被害者機構 (IAS) に対し、医療情報についての全権限を与える書面を提出しなければならない。申請者の医療情報収集に対する権限委譲の書面により、石綿被害者機構 (IAS) の医療アドバイザーは、中皮腫パネル (NMP) に診断を依頼する。その費用は、TNS 制度については住宅・国土計画・環境省 (VROM)、調停制度については使用者又は保険会社、TAS 制度は社会問題・雇用省が負担する。

診断書は、主治医 (GP) ではなく、医療アドバイザー、肺専門医、又は病理医によってのみ発行される。医学的診断については、中皮腫パネル (NMP) による診断がないと認められないため、外国での診断だけでは認められない。

(3) 医学的判定

医学的判定は石綿被害者機構 (IAS) 内部では行わず、病理の専門医及び肺の専門医で構成される専門家パネルに判定を依頼する。

石綿被害者機構 (IAS) は、申請者との最初のコンタクトと同時に 5 名の病理の専門医で構成されるオランダ中皮腫パネル (NMP) とコンタクトをとり、当該患者の診断に関する情報を有しているかどうかを確認する。そして 2 営業日以内に、1) 中皮腫パネル (NMP) に診断に関する暫定結果を要求するか、2) 中皮腫パネル (NMP) が当該被害者の情報を持っていない場合、主治医に対して中皮腫パネル (NMP) がデータを利用できるよう接触をはかる。中皮腫パネル (NMP) での判定期間は最大で 2 ヶ月と定められているが、中皮腫パネル (NMP) が特定の診断を下すことができない場合、その事案は呼吸器の専門医で構成されるオランダ肺・結核専門家協会 (NVALT) に委ねられる。

肺・結核専門家協会 (NVALT) の診断パネルは、3 名の呼吸器専門医で構成され、多数決で診断が決まる。中皮腫パネル (NMP) から肺・結核専門家協会 (NVALT) に送られる事案は中皮腫パネル (NMP) で扱う事案の 10% 程度である。こうした事案は病状が深刻で、生体検査ができず写真のみで診断を下す場合等である。肺・結核専門家協会 (NVALT) 自体は呼吸器専門家からなる任意の組織であり、この中に中皮腫ワーキンググループ (13 名) が設置されている。中皮腫ワーキンググループには、大学や病院などから臨床経験が豊富な医師がボランティアで参加しており、この中から案件ごとに、3 名の医師が担当する。

(4) 不服審査手続き

申請者が審査結果を受け入れられない場合、裁判所に訴訟を起こすことができる。2009年2月に石綿被害者機構（IAS）に対してヒアリングを行った時点では、訴訟はこれまでに3件あるとのことであった。これらの事案の争点は時効である。オランダでは時効は30年だが、中皮腫の潜伏期間が長いために、時効が争点となっている。なお、中皮腫パネル（NMP）および肺・結核専門家協会（NVALT）での判定は、オランダ国内トップの専門医による判定であるため、その判定は最も尊重される。医学的判定について、不服審査で争われたことはこれまでないとのことだった。

(5) 周知広報

周知・広報の責任を有する機関は、政府所管省と石綿被害者機構（IAS）、社会保険銀行（SVB）である。下図のような制度案内パンフレットを専門医に配布し、専門医から患者に、石綿被害者機構（IAS）に連絡を取るよう働きかけるよう依頼している。

図 - 7 石綿被害者機構（IAS）発行の TNS 制度の案内パンフレット

パンフレットの最後の 2 ページが、石綿被害者機構（IAS）に郵送できるハガキの裏表になっている。

Asbest en Mesotheliom
Tegemoetkoming en schadevergoeding

Neem zo snel mogelijk met het Instituut Asbest om uw rechten veilig

instituut asbestslachtoffers

postzegel is niet nodig

Stichting Instituut Asbestslachtoffers
Antwoordnummer 10255
2700 VB ZOETERMEER

Antwoordkaart

Ik wil een aanvraag indienen bij het Instituut Asbestslachtoffers.

Neemt u alstublieft zo snel mogelijk contact met mij op:

- ☐ Ik ben zelf asbestslachtoffer
- ☐ Ik ben nabestaande van een asbestslachtoffer
- ☐ Ik ben contactpersoon van een asbestslachtoffer

Naam:

Straat en huisnummer:

Postcode en plaats:

Telefoon:

E-mail:

ハガキの裏には、次のようなことが書かれている。

回答カード

私は IAS に申請をしたいと思っています。

できるだけ早く私に連絡をして下さい。

- ✓ 私は被害者本人です。
- ✓ 私は被害者の遺族です。
- ✓ 私は被害者のコンタクト・パーソンです。

TNS 制度導入時には住宅・国土計画・環境省（VROM）によりプレスリリースが行われた。また、制度導入に当たっては、退職したオランダ人向けの社会保険銀行（SVB）の雑誌（月刊、季刊）における記事掲載、地方新聞での記事掲載なども行った。今後、被害者へのインタビュー記事を掲載することを検討している。社会保険銀行（SVB）の雑誌への掲載は石綿被害者機構（IAS）が努力して獲得した媒体であり、記事は石綿被害者機構（IAS）が主導して作成している。

石綿被害者機構（IAS）が考える最も効果的な患者への周知方法は、肺専門医への情報提供、および肺専門医により患者に提供される情報ある。

なお、外国居住者向けに制度の周知はしていない。実際問題として、外国居住者に対して申請を促したいわけではないとの理由からである。

4．課題、動向

TAS 制度（すなわち職業ばく露による被害者への前払金制度）での議論として、石綿肺について補償が検討されている。肺がんについては、石綿被害者補償制度の対象疾病とするべきか否か、調査・研究中である。



写真：IAS 建物入り口と看板

参考資料

申請書フォーム（TAS 制度・TNS 制度共通書式）

Gegevensformulier regeling TAS/TNS
S.v.p. terugsturen in bijgeleverde antwoordenvolp

instituut asbestslachtoffers

→ Dit formulier in blokletters invullen
→ Dit formulier invullen, aantekenen, ondertekenen en zenden aan onderstaand postadres
→ Lees svp eerst de handlingvoorschriften met het invullen van het formulier begint
→ Heeft u vragen, bel dan gratis telefoon 079-7507150

Aanvrager

Bent u zelf aanvrager? ☐ ja ☐ nee
Heeft u zelf aan asbest blootgesteld? ☐ ja ☐ nee
Bent u als huisgenoot blootgesteld aan asbest? ☐ ja ☐ nee
Bent u nabestaande van het slachtoffer? ☐ ja ☐ nee

Contactpersoon

Als u wilt dat iemand anders namens u de contacten met het Instituut onderhoudt, vermeld dan hier de gegevens.

Naam: _____ Voorletters: _____
Adres: _____ Postcode: _____
Telefoon: _____ Plaats: _____
E-mail: _____ Land: _____
Relatie tot slachtoffer: _____ Geslacht: ☐ man ☐ vrouw

Asbestslachtoffer

Hier vult u de gegevens in van de persoon die aan asbest heeft blootgesteld. Dit zijn de gegevens van de huisgenoot of werknemer.

Naam: _____ Voorletters: _____
Voornamen: _____
Geboortedatum: _____ Overlijdensdatum: _____
Adres: _____ Postcode: _____
Telefoon: _____ Plaats: _____
E-mail: _____ Land: _____
Sofit-nummer: _____ Geslacht: ☐ man ☐ vrouw

Huisgenoot

Bij wie heeft u in huis gewoond, toen deze persoon aan asbest heeft blootgesteld in een werkomgeving?

Naam werknemer: _____ Voorletters: _____
Voornamen: _____ Geslacht: ☐ man ☐ vrouw
Adres: _____ Postcode: _____
Geboortedatum: _____ Overlijdensdatum: _____
Plaats: _____
Periode: van _____ tot _____
Stuur bewijsstukken mee die aantonen dat u met die persoon op één adres heeft gewoond gedurende deze periode.
Uw relatie tot de persoon? _____
Voerde u met huisgenoot een duurzame huishouding? ☐ ja ☐ nee
Heeft deze persoon bij ons al een aanvraag voor bemiddeling ingediend? ☐ ja ☐ nee

Stichting Instituut Asbestslachtoffers • Bredewater 6 • Postbus 684 • 2700 AR Zoetermeer
Telefoon 079-750 7150 • Fax: 079-750 7101 • www.asbestslachtoffers.nl • K.v.K. Haaglanden nr. 27178861

S v B Sociale Verzekeringsbank

Aanvraag Regeling tegemoetkoming asbestslachtoffers;
Tevens volmacht als bedoeld in artikel 6A Sub D en E van de Regeling
of
Aanvraag Regeling tegemoetkoming niet-loondienstgerelateerde slachtoffers van mesothelioom;
Tevens volmacht als bedoeld in artikel 5 lid 3 en 4 van de Regeling*

S.v.p. terugsturen in bijgeleverde antwoordenvolp

→ Dit formulier in blokletters invullen
→ Dit formulier invullen, aantekenen en terugsturen in bijgeleverde antwoordenvolp

* Wanneer u geen recht heeft op een tegemoetkoming op grond van de Regeling tegemoetkoming asbestslachtoffers (TAS) kan recht bestaan op een tegemoetkoming op grond van de Regeling tegemoetkoming niet-loondienstgerelateerde slachtoffers van mesothelioom (TNS).

De ondergetekende:

Naam: _____ Geslacht: ☐ man ☐ vrouw
Voornamen: _____
Geboorteplaats: _____ Geboortedatum: _____
Adres: _____
Postcode en woonplaats: _____
Identiteitsbewijs: _____
Nummer: _____
Uitgegeven te: _____ op datum: _____
BSN/Sofitnummer: _____

Verder te noemen: aanvrager.

In aanmerking nemende:

1. Bij aanvrager is met toepassing van het Protocol diagnostiek maligne mesothelioom als bedoeld in de toelichting op de Regeling TAS en de Regeling TNS de ziekte maligne mesothelioom vastgesteld.
2. Aanvrager heeft aannemelijk gemaakt dat het maligne mesothelioom is veroorzaakt door blootstelling aan asbest tijdens het verrichten van arbeid als werknemer in Nederland of op een andere manier is blootgesteld aan asbest, waarbij dan van toepassing is dat aanvrager gedurende een aaneengesloten periode van ten minste 10 jaar woonplaats als bedoeld in de artikelen 10, eerste lid, en 11 van Boek 1 van het Burgerlijk Wetboek in Nederland heeft gehad. Deze periode is gelegen in het tijdvak tussen 10 en 60 jaar voorafgaand aan het tijdstip van indiening van de aanvraag om een tegemoetkoming.
3. Aanvrager heeft geen immateriële schadevergoeding van een aansprakelijke partij ontvangen in verband met de blootstelling aan asbest en het daardoor veroorzaakte maligne mesothelioom, dan wel in verband daarmee een vergoeding ontvangen die lager is dan € 17.531,- ongeacht de vorm waarin de vergoeding is gedaan.
4. Aanvrager heeft zich verplicht tot medewerking aan bemiddeling tussen hem en de aansprakelijke partij, om de schade vergoed te krijgen en, met inachtneming van de hiertbij verleende volmacht, tot medewerking om de schade zo nodig langs gerechtelijke weg vergoed te krijgen.
5. Aanvrager heeft geen betaling op grond van een buitenlandse voorziening ontvangen of een aanvraag daarvoor ingediend waarop nog niet is beslist.

TAS・TNS 制度申請用紙

添付の返信用封筒に入れて返送してください。

- 本用紙にはブロック体で記入してください。
- 本用紙に記入、補足、署名し、下記の私書箱宛てに返送してください。
- 記入を始める前に、まず説明を一読してください。
- ご質問がある場合は、079-7507150 にご連絡ください。

申請者

あなたは、申請者ご本人ですか。	☐ はい ☐ いいえ
あなたご自身が、アスベストにばく露しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
あなたは、同居人としてアスベストにばく露しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
あなたは、被害者のご遺族ですか。	☐ はい ☐ いいえ

連絡先

あなたに代わって別の方が当機構との連絡を行うことを希望される場合は、以下に記入してください。

姓		名前のイニシャル	
住所		郵便番号	
電話番号		自治体	
電子メール		国	
被害者との関係		性別	☐ 男性 ☐ 女性

アスベスト被害者

ここにはアスベストにばく露した人のデータを記入してください。
同居人または従業員のデータになります。

姓		名前のイニシャル	
名前			
生年月日		死亡年月日	
住所		郵便番号	
電話番号		自治体	
電子メール		国	
納税者番号		性別	☐ 男性 ☐ 女性

Sofi ナンバー

同居人

あなたは誰と同居していましたか。この人が職場でアスベストにばく露した当時、あなたが同居していた人について記入してください。

従業員の姓		名前のイニシャル	
名前		性別	☐ 男性 ☐ 女性
住所		郵便番号	
生年月日		死亡年月日	
自治体			
期間	～		

あなたがこの期間中、この人と同じ住所に住んでいたことを示す証拠を送付してください。

この人との関係	
あなたは、同居人と継続的な世帯を構成していましたか。	☐ はい ☐ いいえ
この人は、調停のための申請を当機構にすでに提出していますか。	☐ はい ☐ いいえ

遺族

ここには、あなたがアスベスト被害者のご遺族として調停の申請を提出する場合に記入してください。アスベスト被害者についてのデータもあわせて提出してください。

姓		名前のイニシャル	
名前		性別	☐ 男性 ☐ 女性
生年月日		郵便番号	
住所		自治体	
電話番号		国	
電子メール		死亡した方との関係	
死亡した方とは継続的な世帯を構成していましたか。			☐ はい ☐ いいえ

財務データ

このデータは、前払金または調停の成果額の支払いにあたって必要になります。IBAN コードは、外国への送金の際にのみ必要です。

銀行口座番号		IBAN コード	
口座名義		BIC コード	

家族構成

あなたご自身がアスベスト被害者である場合に限り記入してください。パートナーの情報になります。

パートナーの姓		名前のイニシャル	
生年月日		性別	☐ 男性 ☐ 女性
同居している子の数			
扶養義務のある子の数			
あなたが扶養している子の数			

医療関係データ

当協会は、アスベスト被害者が悪性中皮腫を発症している場合に
限って調停を行うことができます。診断が行われた正確な日付が
不明の場合は、年および月を記入してください。

あなた／死亡した方は、すでに悪性中皮腫と診断されていますか／ いましたか。	○はい ○いいえ
--	-------------

悪性中皮腫の診断を行った専門医のデータ

姓		名前のイニシャル	
役職・職務		病院	
診断が下された日付		診断が伝えられた日付	

ホームドクターのデータ

姓			
住所		郵便番号	
電話番号		自治体	

その他の専門医のデータ

名前	役職・職務	病院

雇用者

当協会では、悪性中皮腫の疾患が職場（あなた自身の職場またはあなたの—以前の—同居人の職場）におけるアスベストへのばく露により発症したか、あるいは職場以外での場所でのアスベストへのばく露により発症したかを判断しなければなりません。このため、雇用者ごと、また職務ごとに分けて情報を提供して下さるようお願いします。

兵役に就いていた場合、雇用者は Militaire Dienst Defensie(防衛省軍務) とし、所属部隊を記入してください。

在職時の雇用者の名称			
雇用者の以前の住所			
雇用者は現在も存続していますか。			
現在の名称			
住所		郵便番号	
電話番号		自治体	
アスベストばく露時の従業員数		雇用関係があった期間	~
あなたは、雇用関係を証明する書類を持っていますか。		○はい ○いいえ	
この雇用者の住所でアスベストにばく露しましたか。		○はい ○いいえ ○不明	
この雇用者はすでに責任を有するとされていますか。		○はい ○いいえ	
雇用者はすでにある金額を支払っていますか。		○はい ○いいえ	
いつですか。			
その金額は。			

雇用者のもとで従事した職務

1	
2	
3	

証人として話を聞くことができる同僚

名前	住所	郵便番号	自治体	電話番号	この件を先方に説明していますか。

環境 / 製品

遺族として申請を行う場合、以下の質問にはアスベスト被害者に代わって答えを記入してください。

あなたは、どのような方法でアスベストにばく露したと考えますか。		
あなたは、あなたがそれによってアスベストにばく露した製品の名称を挙げるができますか。		
あなたがアスベストにばく露したのはいつですか		
あなたはどこでアスベストにばく露しましたか。		
あなたは、悪性中皮腫の疾患に関連する外国の制度に基づく支払いを受けましたか。	○ はい ○ いいえ	
	「はい」と答えた場合、誰から支払いを受けましたか。	
	「いいえ」と答えた場合、この種の制度に申請を行いましたか。	○ はい ○ いいえ
あなたは、悪性中皮腫の疾患に関する無形の損失の補償としての支払いを受けましたか。	○ はい ○ いいえ	
	「はい」と答えた場合、誰から支払いを受けましたか。またその額はいくらでしたか。	
	「いいえ」と答えた場合、責任を有する当事者に対し、すでに責任を問いましたか。	○ はい ○ いいえ
あなたは、これまでずっとオランダ国内に居住していますか。	○ はい ○ いいえ	
	「いいえ」と答えた場合、どの期間はオランダ国内に居住していませんでしたか。	
	下記の質問は、あなたが申請の時点でオランダ国内に居住していない場合に記入してください。	
	あなたがオランダ国内から移住する前に、住民登録をしていた自治体はどこですか。	
Goor または Harderwijk の地域に居住していたことがありますか。	○ はい ○ いいえ	
	「はい」と答えた場合、どの自治体に居住していましたか。	
	「はい」と答えた場合、居住していた期間はいつですか。	

署名

石綿被害者機構または石綿被害者機構の委託で職務を行う第三者の過失行為により、あなたまたはあなたのご遺族の権利が、いかなる理由によらず失われる状況になった場合、生じた損害の責任は、責任保険会社が支払う保険金の額を超えないものとします。あなたと、責任を問われた当事者が、調停手続きの結果に関して意見の一致を見ない場合には、双方の当事者が合同で、拘束力のある判決を得るためにその紛争を区域裁判所に提起することができます。区域裁判所の判決に対する上訴は認められません。民事訴訟法（Rv）第 96 条に従う「仲裁」手続きに関する費用は、非があるとされた当事者が全額またはその一部を負担します。

私は、真実に基づいて本用紙に記入を行いました。本申請用紙に署名することにより、私は、石綿被害者機構または社会保険銀行に調停手続きを完了させる義務を負います。また、この署名をもって、石綿被害者機構または社会保険銀行による私に対する業務の提供は無料となります。

名前
場所
日付
署名

医療に関する委任状

添付の返信用封筒に入れて返送してください。

以下に署名する本状の作成者：

名前	
生年月日	
住所	
郵便番号および自治体	

は、以下に挙げる医師：

1.ホームドクター	名前	
	住所	
	郵便番号および自治体	
2.病院 / 専門医	名前	
	住所	
	郵便番号および自治体	
3.病院 / 専門医	名前	
	住所	
	郵便番号および自治体	

に権限を委任し、これをもって、石綿被害者機構の医師・医療アドバイザーであり、本書類を提示する G. Voogt に対して、要求されるすべての情報を提供することを依頼します。

本状の作成者は、G. Voogt が、自ら収集した医療関係の書類および診断材料を、以下の機関に提供することについて異議はありません。

- ・ オランダ中皮腫パネル (het Nederlands mesotheliomenpanel、NMP)
- ・ オランダ肺・結核専門家協会 (de Nederlandse Vereniging van Artsen voor Longziekten en Tuberculose、NVALT)

本状の作成者は、NMP および NVALT の暫定的および最終的な診断が以下に提供されることについて異議はありません。

- ・ 当機構の医療アドバイザーおよび職員
- ・ 関係する雇用者および / またはその保険会社 (の医療アドバイザー)
- ・ 社会保険銀行

本状の作成者は、NMP が学術研究のために以下を行うことについて反対します / しません。

- ・ 診断された疾患の経過に関して医療情報を請求すること
- ・ 組織コンパートメント / パラフィンブロック (診断の確定にあたって使用された組織の切片のこと) を追加的な分析のために使用すること

署名の場所

日付

署名



Sociale Verzekeringsbank

石綿被害者に対する補償制度の申請書：
兼 制度の第 6A 条において、D および E の項に定める委任状
または
賃金労働とは無関係の中皮腫被害者に対する補償制度の申請書；
兼 制度の第 5 条第 3 項および第 4 項に定める委任状*

添付の返信用封筒に入れて返送してください。

→ 本用紙にはブロック体で記入してください。

→ 本用紙に記入、補足、署名し、添付の返信用封筒に入れて返送してください。

***あなたが職業ばく露による中皮腫患者向けの補償 (TAS) 制度に基づく補償の受給資格を持たない場合でも、非職業ばく露による中皮腫患者のための補償 (TNS) 制度に基づく補償を受給する権利を有することがあります。**

以下に署名する本状の作成者：

姓		性別	○ 男性 ○ 女性
名前			
出生地		生年月日	
住所			
郵便番号および自治体			
身分証明書			
番号			
発行地		発行日	
国民サービスナンバー (BSN) / 納税者番号			

(以下「申請者」とする)は、

以下の事項について考慮し、

1. 申請者については、TAS 制度および TNS 制度の解説に定める悪性中皮腫診断プロトコルの適用により、悪性中皮腫の診断が確定している。
2. 申請者は、オランダ国内で従業員として作業に従事していた際に受けたアスベストへのばく露、またはその他の経路によるアスベストへのばく露が原因で悪性中皮腫を発症したことを

信用できるかたちで示した。ただし、その他の経路によるばく露の場合、申請者は、民法第 1 巻第 10 条第 1 項および第 11 条に定める居住地在オランダ国内に少なくとも 10 年間連続して有していたものとする。またこの居住の期間は、補償申請書の提出の時点よりも 10 年から 60 年前の時期でなければならない。

3. 申請者は、責任を有する当事者から、アスベストへのばく露およびそれが原因で発症した悪性中皮腫に関する無形の損失に対する補償は受けていない。または、これに関連して補償を受けたが、その額は形式によらず 17,531 ユーロを超えない。
4. 申請者は、損害賠償を得るための申請者本人と責任を有する当事者間における調停に協力する義務、および、これにあたって行われる委任を考慮した上で、必要に応じて裁判により損害賠償を得るために協力する義務を有する。
5. 申請者は、外国の制度に基づく支払いを受けていない。または、このための申請書を提出したが、それについての判断はまだされていない。

ここに、以下の者に対し、民法第 3 巻第 74 条に定める委任を行うことを明言する。

社会保険銀行

職業および所得に関する実施機関の組織に係る法第 2 条第 2 項に従う法人

事務所の所在地：Amstelveen

(以下「SVB」とする)

SVB は、申請者（委任者）のため、かつ申請者（委任者）に代わって、以下を行う。

- A. アスベスト被害者に対する補償制度第 6a 条 d の項、および賃金労働とは無関係の中皮腫被害者に対する補償制度第 5 条第 3 項 a に定めるように、損害を法的な手段によって回復すること。
- B. 賃金労働とは無関係の中皮腫被害者に対する補償制度に基づく補償にあたり、民法第 6 巻第 106 条第 2 項の第 2 文全文に定める通知を、委任者自らがこれを行っていない場合に行うこと。
- C. アスベスト被害者に対する補償制度第 6a 条、e の項、および賃金労働とは無関係の中皮腫被害者に対する補償制度第 5 条第 3 項 c に定めるように、責任を有するとされた当事者からの損害賠償を受領すること⁴³。

この委任は、以下の規定のもとで行われる。

1. SVB は、民法第 3 巻第 64 条に挙げる以外の事態においても、委任を第三者に授与することができる。
2. 委任は、損害賠償が責任を有する当事者により全額支払われ、SVB がそれを受領した場合に終了する。この際、民法第 3 巻第 75 条の規定を適用する。

申請者（委任者）

場所

日付

氏名

署名

⁴³ 賃金労働に係る補償の枠内での損害賠償は、支払い済みの補償額と清算される。